

セクシュアルハラスメント防止に関するご案内

当社は、求職者の皆様が安心して求職活動に参加できる環境の確保に努めています。

2026年10月1日施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、以下の取組みを行っておりますので、ご案内いたします。

1. 当社の基本方針

当社は、従業員が求職者等に対し、性的な言動により就業環境を害し、または求職活動等に関する不利益を与える行為を一切容認しません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントにかかる性的な言動を行った従業員に対しては、就業規則に基づき厳正に対処します。

2. 求職活動等に関するルール

当社は、求職者の皆様をセクシュアルハラスメントから守るため、従業員に対し以下のルールを定めています。

(1) 面談時間

求職者等との面談は、原則として就業時間内に実施します。

(2) 面談場所

面談は、原則として当社施設内（会議室等）またはオンライン（当社指定ツール）で実施します。社外の飲食店等での実施は原則として行いません。

(3) 連絡手段

求職者の皆様への連絡は、会社の公式メールアカウント等を通じて行います。従業員から個人的な連絡先の交換を求めることはありません。

(4) 実施体制

面談の担当者・同席者は、あらかじめ当社が決定し、皆様にお知らせします。

万が一、上記のルールに反する対応を受けた場合や、不適切な言動があった場合は、次の相談窓口にご連絡ください。

3. 相談窓口

担当	連絡先
株式会社オゾンネットワーク 経営管理本部 ハラスメント相談窓口	メール：harassment@ozone-network.co.jp

ご相談にあたって

- ・相談はメールにて受け付けます。
- ・相談者のプライバシーは厳守します。
- ・相談したことにより、選考等において不利益な取扱いを受けることはありません。

当社は、全ての求職者の皆様が安心して求職活動に参加できるよう、引き続き環境の整備に努めてまいります。

株式会社オゾンネットワーク